

## 令和6年度磐田市地域包括支援センターの事業計画

- 1 磐田市地域包括支援センター事業運営方針
- 2 業務詳細計画
- 3 収支予算書

令和6年度

磐田市地域包括支援センター事業運営方針

磐田市健康福祉部福祉政策課

## 【基本的事項】

### 1 背景

本市の総人口は減少傾向にある中で、令和7年に団塊世代全員が75歳以上となり、高齢者人口は令和22年にはピークを迎え、高齢化率は32.6%になると予想されています。既に、前期高齢者を後期高齢者が上回り（令和5年1月末時点）、今後も要介護（支援）認定者や認知症高齢者の増加が見込まれます。また、「8050問題」などにみられる複数の課題が重なり合い、包括的な対応が求められる相談内容が増加していることから、高齢者総合相談を担う地域包括支援センター（以下「センター」という。）の役割はますます重要となっています。

令和6年度から、第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画を作成し、引き続き「やさしさ、ふれあい、支え合いのまちづくり」を基本理念とし、地域住民が支え合い、高齢者、障がいのある人など、すべての人が、いつまでも可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現を目指しています。その実現に向けて、市民自らが運動・食生活・社会参加に着目した健康づくりに取り組む環境の整備など、しあわせな最期（健康長寿）を迎えられることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めています。

### 2 方針策定の趣旨

この方針は、介護保険法第115条の47第1項の規定に基づき、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における基本理念・基本目標の実現に向けてセンターの担う役割を明確にするとともに、円滑で効率的な事業の実施に資することを目的とします。

### 3 市の役割

市は、実施主体としてセンター運営について体制整備及び機能強化に努め、適切に関与するため、主に以下の役割を担うこととします。

- ・センターの運営方針の明確化と継続的な評価・点検に関すること
- ・センターの運営体制の確保に関すること
- ・地域ケア会議の運営・総合調整に関すること
- ・生活支援体制整備事業の推進に関すること
- ・在宅医療・介護連携の推進に関すること
- ・介護予防の推進に関すること
- ・認知症施策の推進に関すること
- ・虐待や困難事例等に対する支援、関係機関との連携支援

### 4 介護保険運営協議会の役割

介護保険運営協議会は、センター運営について公正・中立に実施できる者への業務委託や担当地区の設定、センターの事業実施方針等について審議します。市は、介護保険運営協議会に対し、センターの運営状況等を報告し評価・助言を求めます。

## 【事業実施方針】

### I 基本方針

センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。また、地域包括ケアを推進するため、Ⅱ・Ⅲに掲げる事業を一体的に実施し、医療・介護・福祉等の関係機関や多様な社会資源の連携拠点として中核的な役割を担います。

センターに配置する各種専門職は、各々の知識を活かしながら互いに業務の理念や骨子を理解した上で連携・協働の体制を作り、業務全体を「チーム」として支えていきます。

### Ⅱ 包括的支援事業

#### 1 センターの運営

##### (1) 総合相談支援業務

###### ① 総合相談窓口としての機能

- ・地域住民の身近な相談先として、高齢者一人ひとりの相談に対し、丁寧かつ迅速な対応を心掛ける。
- ・ワンストップ相談窓口として、相談者に必要な情報を収集及び提供し、適切な機関又はサービスへつなぐ。また、相談内容に応じて継続的な支援を行う。
- ・相談内容について、正確な状況把握や緊急性の判断を行い、関係機関と連携を図る。
- ・継続支援が必要な相談には、十分なアセスメントを行い、支援計画を作成する。
- ・家族支援の視点を持ち、事前対応を含め関係機関との連携を図る。

###### ② 実態把握のための活動

- ・個別的支援が必要な対象者を訪問し、心身の状況や生活環境等について実態を把握し、個別課題（ニーズ）への早期支援を行う。
- ・個別課題と地域との関係性を明らかにし、一体的に支援する視点を持って地域アセスメントを行う。

##### (2) 権利擁護業務

すべての支援過程において、常に権利擁護の視点に基づいた支援を行い、緊急性が高い事例には迅速に対応する。普及啓発及び地域支援ネットワークの構築により、権利侵害を未然に防ぐことや権利擁護支援が必要な人の早期発見に努める。

###### ① 成年後見制度の活用

- ・制度の広報活動と利用促進に努める。
- ・関係機関と連携を図り、迅速な対応を行う。
- ・「磐田市成年後見支援センター（中核機関）」と連携を図り、円滑な運営に協力する。

- ② 高齢者虐待の防止及び困難事例等への対応
  - ・高齢者虐待については、磐田市高齢者虐待対応実務者マニュアルに基づき、迅速な状況把握、市との連携により適切な対応を行う。
  - ・困難事例については、必要な情報収集と適切なアセスメントの上、緊急性の判断、関係機関との連携を図り、ケース会議等で対応を協議する。
- ③ 消費者被害の防止
  - ・必要な情報を収集し、地域の高齢者への情報提供・予防活動を市民相談センター・民生委員児童委員等と協力して行う。
  - ・消費者被害の被害者に対しては、事実確認後、関係機関と連携して救済支援を行う。
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
  - ① 関係機関との連携体制構築
    - ・医療・介護・福祉のサービス機関を把握し、連携体制を深化させる。
    - ・交流センターや生活支援コーディネーターと地域づくりの連携体制を構築し、地域資源（インフォーマルサービス等）の把握に努める。
  - ② 介護支援専門員に対する支援
    - ・介護支援専門員が相談しやすい環境を整備する。
    - ・多職種連携会議の活用と地域ケア会議の効果的な実施により、介護支援専門員の資質向上に資する支援を行う。
  - ③ 支援困難事例等への指導・助言
    - ・支援困難事例に対し、助言や同行訪問などの支援を行い、介護支援専門員自身が主体的に問題解決能力を高めるための指導・助言を行う。
    - ・必要に応じて地域ケア会議を活用できるようサポートする。
  - ④ 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携
    - ・介護支援専門員の資質向上、支援困難事例への指導助言において、連携、協働を図る。
- (4) 介護予防ケアマネジメント業務
  - ① 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
    - ・要支援者、事業対象者の自立に向けて適切に支援する。  
また、事業対象者の新規事業対象者には、リハビリ専門職と包括職員が対象者宅へ訪問するよう努め、自立に向けての支援を行う。
    - ・短期集中予防サービスC（いきいきトレーニング・いきいきライフ）事業について、関係者と連携して効果的な運用を図る。
    - ・多職種連携会議の実施に協力する。
    - ・自立支援の理念を踏まえた市民への周知啓発を行う。
  - ② 一般介護予防事業（介護予防・日常生活総合事業）
    - ・将来的な介護需要の高まりを見据え、フレイル・介護予防に重点的に取り組む。
    - ・市民への「自助」「互助」を促す介護予防の取組の啓発及び支援を行う。
    - ・健康増進課地区担当保健師や生活支援コーディネーター第2層、交流センター、地域づくり協議会をはじめとした地域活動団体等との連携を図り、地域における介護予防活動の浸透を目指す。

## 2 社会保障の充実分

### (1) 在宅医療と介護連携の推進

- ① 医療・介護の関係機関との連携支援を進める。
- ② 地域住民への普及啓発事業を実施する。

### (2) 生活支援体制整備事業の推進

- ② 生活支援コーディネーターが行う活動へ協力する。
- ② 生活支援体制整備事業（第2層）協議体と小地域ケア会議との連携を図る。
- ③ 新たな地域資源創出（通いの場・居場所・生活支援等）に向けて、キーパーソン等地域資源の把握に取り組む。
- ④ 高齢者の社会参加促進に協力する。

### (3) 認知症施策の推進

- ① 地域住民への普及啓発事業を実施する。
- ③ 認知症地域支援推進員の活動に取り組む。
- ④ 認知症初期集中支援チームの活動における協力をする。

### (4) 地域ケア会議の実施

- ① 「磐田市地域ケア会議設置の基本的考え」及び「磐田市地域ケア会議運営マニュアル」により、地域の実情に合わせて実施する。
- ② 個別ケースの検討及び支援を進めるため、個別地域ケア会議を開催する。
- ③ 個別地域ケア会議の積み重ねを通じて、日常生活圏域レベルでの地域課題について整理・解決策の検討を行うため、小地域ケア会議を開催する。

## Ⅲ 指定介護予防支援事業

要支援1・2の認定者に対して、現在の状態の維持・改善が図れるように利用者や家族と共に目標を定め、自立支援に向けた介護予防プランを作成する。また、利用者のアセスメントを十分に行い、適切なケアマネジメントのもと生活機能向上の実現を目標に掲げ、本人がセルフマネジメントの実践ができるよう多職種と連携し支援を行う。

包括的支援事業との業務を考慮し、居宅介護支援事業所への再委託を検討し適正なプラン数を担当する。

再委託しているプランについて、3職種が関わり責任を持って担当介護支援専門員に対し指導や支援を行う。また、同法人の実施するサービス利用については、抱え込みとにならないよう細心の注意を払う。

## Ⅳ 運営体制

### 1 運営の基本的視点

センターは、以下の3つの視点を持って運営にあたる。

#### (1) 公益性

介護・福祉行政の一翼を担う「公益的機関」であり、公正で中立性の高い事業運営を行うこと。

(2) 地域性

地域のサービス提供体制を支える中核的な存在であり、地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行うこと。

(3) 協働性

各専門職が「縦割り」で業務を行うことなく、業務の理念・基本的な骨格を理解した上で、常に相互に情報を共有し、協議して業務を遂行するチームアプローチでの事業運営を行うこと。

2 職員の配置

保健師（地域ケア・地域保健等に経験のある看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を適正に配置する。

3 地域住民への周知

地域住民がセンターの場所や業務内容について理解できるよう、周知を行う。

4 個人情報保護

個人情報は、関係法令を遵守して適正に管理する。訪問者との相談の際は、施設構造に応じてプライバシーへの配慮を適切に行う。

5 苦情対応

対応マニュアル等を整備し、誠意をもって対応するとともに記録を残す。また、担当者や責任者を定め、利用者から見やすいところに掲示する。

6 人材育成

職員の資質向上を図るため、内外の研修に積極的に参加すると共に、参加しなかった職員に対しても研修で得た知識や情報の共有を図る。

7 センターのマネジメント

センター長は、センターのマネジメントを行うと共に、職員全員が目標や年間計画を共有できる体制を整える。また、PDCAサイクルに基づき継続性のある事業計画を策定する。年に1回以上、業務の質に対する中間評価を行い、事業の質の向上に努める。

災害や感染症等の影響により、センター運営が滞らないよう市と連携してBCPを策定する。

8 市との連携

センターは、センター長会議等の機会を通じて、市と連携して包括的支援事業の運営に努める。

また、専門職種等の職員で構成する会議等への参加を通して情報交換を進め、課題を共有し、解決に向けて主体的に取り組む。

今年度のテーマ【ネットワークと実態把握で隠れた問題やニーズを発見し、包括の総合力で解決を目指す】

<総合相談支援業務>

総合相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談内容は多様化・複雑化しており、三職種の専門性を活かした支援が必要になっている。毎朝のミーティングにて情報共有・意見交換をすることで、密に連携を図りたい。</li> <li>・向陽、西貝地区の出張相談は各交流センターにて月1回ずつ行い、相談の機会を増やし、自らSOSを発信出来ない方の声を拾っていく。</li> </ul>
実態把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進課と連携して高齢者の未受診者世帯へ訪問を行う一体化事業をすすめていく。</li> <li>・包括独自で対象者を選定（訪問実績のない方など）し、実態把握に回することで高齢者の生活状況などを把握し情報を積み上げ、必要時個別支援につなげていく。</li> <li>・地域の実情を知る事で、隠れた問題やニーズを発見し関係者と協力して解決するよう努める。</li> </ul>

<権利擁護業務>

成年後見制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見支援センターなどと連携し、制度が活用できるよう相談対応を行う。</li> <li>・法律相談について、弁護士、司法書士など専門家と連携して対応する。</li> <li>・独居や高齢者世帯、8050問題など認知症や精神障害を抱えている方の支援として、制度活用を提案していく。</li> </ul>
虐待防止及び困難事例対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待が疑われるケースは慎重に事実確認し、迅速に初動会議（コアメンバー会議）を開催。福祉相談課と情報共有し、解決に向け関係機関と連携対応する。</li> <li>・虐待の早期発見のため、民生委員や介護支援専門員、介護サービス事業所などから通報いただけるよう対応方法を周知する。</li> <li>・困難事例は個別地域ケア会議などを利用してチーム支援で対応する。生活困窮者の支援はくらしと仕事相談センターなどと協力していく。</li> </ul>
消費者被害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域サロンや民生委員の会合などで被害防止の情報喚起を行い、幅広く地域住民に周知していく。</li> <li>・介護サービス事業所や介護支援専門員、地域の民生委員などと連携して高齢者世帯の見守りを行う。</li> <li>・相談を受けた場合、すみやかに事実確認を行い対応するとともに、消費生活センターや警察など関係機関へつなげる。</li> </ul>

<包括的・継続的ケアマネジメント業務>

ネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・向陽地区、西貝地区の出張相談会を行っていく。</li> <li>・民生委員など地域の関係者と顔の見える関係を構築する。</li> <li>・地区社会福祉協議会、交流センター、生活支援コーディネーターと地域づくりの連携体制を図る。また、地域の社会資源の把握に努める。</li> <li>・病院、薬局、金融機関、警察などとスムーズに情報共有ができるようにする。</li> <li>・見守りネットワーク事業とも協力し、高齢者の見守り体制を連携していく。</li> </ul>
----------	--

介護支援専門員に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エリアの居宅介護支援事業所を対象としたネットワーク会議を中心に介護支援専門員支援をしていく。</li> <li>・障害者相談支援センターやくらしと仕事相談センターなどと講義を企画し、介護支援専門員の資質向上を念頭に活動していく。</li> <li>・介護支援専門員には地域の活動にも参加を募り、地域包括ケアシステムの一翼の担い手として活動をすすめていく。</li> </ul>
---------------	--

<介護予防ケアマネジメント業務>

介護予防ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活の維持改善が図られるよう、自立支援に向けた目標設定やプラン作りに取り組む。また、委託先と情報共有し、必要時同行訪問や支援を行う。</li> <li>・自立支援に向けて適切なケアマネジメントが行えるようアセスメント能力の向上につながる研修を企画し、地域の介護支援専門員の学ぶ機会を支援する。その中で、個別から地域に共通する課題に気づく視点も支援していく。</li> <li>・地域の社会資源を把握し、介護支援専門員や住民への情報提供を行い、日常生活に取り入れていけるよう重層的支援につなげていく。</li> </ul>
介護予防の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の自立に向けた取り組みを進めるうえで、フレイル状態の方に対して早期の介入を行い、生活機能向上を実現していく。</li> <li>・介護保険サービス利用ありきではなく、地域活動への参加を意識し、地域支援コーディネーターなどと連携を図りながら、自立に向け取り組んでいく。</li> </ul>

<認知症総合事支援業>

住民への周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症を知り正しく理解していただけるように認知症サポーター養成講座を企業や地域の方々など幅広い年齢層に対して実施していく。</li> <li>・地区社会福祉協議会と共同でフォーラムを開催し、認知症になっても住み慣れた地域で生活できる、優しい地域づくりを支えていく。</li> <li>・認知症予防には生活習慣病予防が効果的であるため、地区社会福祉協議会などと一緒にウォーキング講座を企画していく。</li> <li>・包括だよりに認知症についての記事を掲載し、地域住民に自分事として関心を持ってもらい、正しい知識を知っていただく。</li> </ul>
認知症地域支援員を中心とした支援活動、支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区の居場所でオレンジカフェを開催し相談の機会を設けていく。</li> <li>・オレンジカフェ開催にあたり、エリア内の主任介護支援専門員と協力して企画、運営していく。</li> <li>・認知症家族に寄り添えるような活動について企画を検討していく。</li> </ul>

<在宅医療・介護連携推進事業>

住民への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進課などと共催し、疾病や健康への理解を深めていく。図書館を利用したまちの保健室と共同展示を行う。地域でウォーキングを習慣化させるため、正しいウォーキングの仕方や効果について学ぶ講演会を行う。</li> <li>・地区社会福祉協議会などと共催し、身近にある介護保険施設について紹介し、介護サービスへの理解や関心を深めていただく。</li> </ul>
医療・介護の関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の開業医や薬局、福祉関係機関などと結びつきを深めて多職種連携を図り、ネットワークづくりを進めていく。</li> <li>・医療機関などが行う研修にも積極的に参加し、地域包括ケアに活かしていく。</li> </ul>

今年度のテーマ【 地域共生社会への一歩、地域の力をつないでいこう 】

<総合相談支援業務>

総合相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談窓口であることの周知に努める。東部地区では出張相談を活用していただけのように、まちの保健室や講座企画と連動させるなど、広報機会を増やす。</li> <li>・増加する複合課題への対応力を高める為、他機関の情報収集と連携強化を推進する。</li> <li>・個々の職員のスキルアップと、専門性を活かしたチーム対応を実践する。</li> <li>・災害や感染症等の影響でセンター業務が滞らないよう、BCP 訓練と見直しを定期的に実施する。</li> </ul>
実態把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者への個別訪問を中心に行い、課題の把握に努める。</li> <li>・民生委員や福祉委員など地域の方との連携を図り、個別支援が必要な方の把握に努め、必要な支援につなげるようにする。</li> </ul>

<権利擁護業務>

成年後見制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見支援センターと連携し、普及啓発や利用促進、市長申立ての検討や支援に取り組む事で、権利擁護体制の充実を図る。</li> <li>・他包括や他職種との連携、事例検討を通し個々のスキルアップと、必要とする方を取りこぼさない様な支援体制の構築。</li> </ul>
虐待防止及び困難事例対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普段より相談しやすい関係を構築し、早期発見・早期解決に努める。</li> <li>・複合課題ケースの増加もある為、関係機関との連携強化を行い、早期対応を心掛けチームアプローチを行う。</li> <li>・身寄りのない方の支援について行政と連携し課題解決を目指す。</li> </ul>
消費者被害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民相談センター、消費生活センターとの情報共有や磐田警察署防犯課と連携し、最新の被害状況や手口を把握し啓発活動を行う。</li> <li>・日頃の相談業務やケアマネジメントの実践の際も、消費者被害の視点を持ち、注意喚起や被害防止の予防を行う。</li> </ul>

<包括的・継続的ケアマネジメント業務>

ネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員、医療機関、介護事業所、障害相談支援員、地域の関係機関との連携体制を深められるよう、相互の勉強会や交流会を企画し実施する。</li> <li>・交流センター事業や地域住民活動への関りを通して、住民と医療・福祉事業所が交流できる企画を提案し実施する。</li> <li>・多職種との連携については、シズケアかけはしなどの ICT を用いた効率的な情報共有ができるようにする。</li> </ul>
介護支援専門員に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の主任介護支援専門員や生活支援コーディネーターと協働し、地域資源の情報を収集し、社会資源ガイドブックの更新を行う。</li> <li>・介護支援専門員からのケース相談に対し、必要に応じて地域ケア会議を活用できるようサポートする。</li> <li>・介護支援専門員の資質向上に役立つ研修会や、交流会などを企画し実施する。</li> </ul>

<介護予防ケアマネジメント業務>

介護予防ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法を遵守する。</li> <li>・適切なケアマネジメント手法を用い、利用者の心身の状況に応じた適切なケアプランを作成し、P D C Aサイクルで支援していく。</li> <li>・多職種連携による効果的な支援を検討し、自立を支援する。</li> <li>・地域に散在する社会資源を把握し、利用者のニーズに応じて適切に活用できるような情報を整理する。</li> </ul>
介護予防の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の各種団体やグループへの出前講座を継続し、介護予防やフレイル予防の普及に努める。</li> <li>・健康増進課や生活支援コーディネーターと協力し、介護予防・フレイル予防・認知症予防の普及に努める。</li> </ul>

<認知症総合事業支援業>

住民への周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民のニーズをもとに啓発事業（フォーラム等）を企画し、各地域の住民や交流センター、専門職と協働して実施する。</li> <li>・昨年発足した『チームオレンジあい』の活動を支援し、地域での積極的な啓発活動を推進する。</li> </ul>
認知症地域支援員を中心とした支援活動、支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オレンジカフェを、実施主体毎に特徴のある開催が出来る様支援していく。</li> <li>・オレンジカフェは本人主体の企画とし、介護者の集いは別日程で企画する。</li> <li>・初期集中支援チームの介入が必要なケースを迅速に支援につなげられるよう、職員のアセスメント力向上と多職種の連携に努める。</li> </ul>

<在宅医療・介護連携推進事業>

住民への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動や総合相談から把握した住民ニーズをもとに、啓発講座を企画提案し地域団体や交流センターと協同して実施する。</li> <li>・集いの場への参加機会に、A C Pに関する情報発信を心掛ける。</li> </ul>
医療・介護の関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発事業の内容に応じて、必要な機関との連携を図る。</li> <li>・地域住民と専門職、相互の活動への理解が深まるように、啓発事業への協力を呼びかけていく。</li> <li>・シズケアかけはしを含め、ICT を効果的かつ安全に連携に活用できるよう、職員のスキルを向上させていく。</li> </ul>

今年度のテーマ【 認知症の支援のスキルを上げ、困難なケースに対応できる 】

<総合相談支援業務>

総合相談	<p>南部障害者相談支援センターと一事業所として支援の方向性を見出し、地域のワンストップ窓口の役割を継続する。引きこもりの支援は包括で把握した情報を南部障害とも共有し継続的に支援ができる仕組みを作る。世帯の支援が必要なケースが増えているため、南部障害の他、地域活動支援センター、くらしと仕事相談センター、成年後見センター、地域活動支援センター等とネットワークを作り協働して支援する。今年度の新しい総合事業に繋げることができるよう、予防的な視点でも支援を考え地域のリハビリ職や生活支援コーディネーターの視点も取り入れて支援する。</p>
実態把握	<p>行政から抽出された健康状態不明者に対して、個別訪問を実施していく。対象者の健康面のアセスメント、困りごとの有無の確認、地域包括支援センターの周知、健診や受診勧奨を実施する。把握できなかった場合は民生委員等と情報共有を行う。個別訪問から地域課題を把握し磐田市と共有する。</p> <p>昨年、身寄りが無い方が多く、自治会とも関係が薄い集合住宅に住む高齢者の見守りについて小地域ケア会議を開催した。そこで解決策にあがった居場所づくりを検討していく。また、せいかつ応援クラブや福祉委員の会議、サロン活動等に出向き地域の課題を把握していく。</p>

<権利擁護業務>

成年後見制度の活用	<p>独居、身寄りの無い方が増えている。必要時成年後見制度の紹介ができるように作成したマニュアルを参考にスキルを磨く。成年後見制度の申請等をスムーズに行えるように司法書士や社会福祉士等との関係づくりをする。成年後見センターとも協力して制度の利用に繋げていくとともに地域の方に制度の周知をしていく。</p>
虐待防止及び困難事例対応	<p>虐待の発見、対応、予防が早期に行えるように行政や関係機関とネットワークの構築に努める。認知症の高齢者と精神障害のある子どもという世帯の事例が多くみられているため、南部障害とも役割分担をして支援をする。認知症の方の意思決定支援が必要な場合は、地域ケア会議を開催し、利用者が望む生活ができるように地域住民、サービス事業所、関係機関等とチームを作り支援をする。</p>
消費者被害防止	<p>磐田市消費生活センターや磐田警察署と情報交換を行い、民児協やサロンで啓発を行っていく。またケアマネジャーやサービス事業所とも被害の情報等を共有し高齢者に情報提供できる体制を作る。被害の相談があった時には消費生活センターや磐田警察署と連携して支援を行う。</p>

<包括的・継続的ケアマネジメント業務>

ネットワーク構築	<p>民児協、地区社協、福祉委員、せいかつ応援クラブの会議に参加し地域の現状や課題の把握をする。またいきいき百歳体操の団体ともネットワークを強化し、介護予防の啓発をしていく。近隣の商店、銀行、郵便局等にも包括支援センターの役割を周知し見守りのネットワークを作る。</p>
介護支援専門員に対する支援	<p>圏域の主任介護支援専門員と協働し結の会の企画、運営をしスキルの向上を目指す。今年度は、「課題分析標準項目の改正から考えるケアマネジメント」「災害時の机上訓練」「えん在宅医療クリニックとの事例検討会」「多問題家族、生活困窮の事例検討」を実施予定。</p>

	日々の業務の中では、介護支援専門員が支援困難だと感じているケースについては困難さの共有、助言、必要時同行訪問を行う。
--	--

<介護予防ケアマネジメント業務>

介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントの実施においては、利用者自身の生活機能向上に対する意欲を引き出すことを念頭に置き、それらを踏まえた生活における行為について目標設定していく。委託するケースについては、委託先と情報交換しながら、ケアプランや評価表にて利用者の状態を確認し必要時同行訪問や担当者会議の出席を行う。委託後も委託先の介護支援専門員と引き続き相談しやすい関係を作る。
介護予防の取り組み	フレイルの段階でリハビリ専門職と介入し、「自立支援モデル」を活用していく。本人が望む暮らしに向けてセルフマネジメント力が身に付くよう行動変容を促していく。地域のサロンやシニアクラブ、いきいき百歳体操などへ出向き、外部講師の協力を得ながら講話や体操等の講座を実施する。食事や運動だけでなく社会参加の重要性を伝え、健康増進や介護予防の普及啓発をする。地区保健師と連携し、サロンや包括主催のイベント等の中で南部地域の健康課題や百歳体操、まちの保健室の周知をしていく。

<認知症総合事支援業>

住民への周知啓発	認知症になっても地域で暮らし続けることができるように、認知症フォーラムや認知症家族交流会を開催し、地域住民への周知啓発を行っていく。認知症フォーラムは「本人視点」から認知症を学ぶ内容で開催。地域住民にチームオレンジの活動の周知をしていく。 認知症サポーター養成講座を地域住民対象に実施して、地域の中の認知症の支援者を増やし見守り体制を整える。
認知症地域支援員を中心とした支援活動、支援体制づくり	認知症家族交流会の参加者が定着しつつあり、参加を楽しみにしてくれている。今年度も医療機関と一緒に開催し、介護者同士の介護負担の吐き出しや、情報交換ができる場としていく。参加者にもどのような交流会にしたいか意向を確認し参加者主体の方向性を探る。リニューアルした認知症のハンドブックを認知症本人や家族に紹介し活用をすすめる。また、磐田市立総合病院の認知症疾患センターと相談できる関係を作る。医療機関の受診に繋がりそうな場合は、物忘れ相談連絡票の活用し情報共有をする。 認知症初期集中支援チームの介入が必要なケースがあれば、行政と協議しチームに繋げていく。

<在宅医療・介護連携推進事業>

住民への普及啓発	昨年度開催したウォーキング講座を再度開催する。講座の中で膝、腰をいたわりながら、健康アプリを活用してウォーキングを日々の生活に取り入れてもらう事を目指す。社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと一緒に、新しい総合事業を卒業した方が利用できる機会につながることを検討していく。地域のサロンやシニアクラブの出前講座で介護保険や在宅医療の情報を普及啓発する。
医療・介護の関係機関との連携	訪問診療や訪問看護との関係を深め、地域住民の在宅介護の支援体制を充実させ、本人、家族の意向に沿った人生が過ごせるように支援する。 医療機関に、包括が主催する在宅医療や認知症の地域住民向けの研修会の案内を持って訪問し関係づくりを継続する。介護保険サービス事業所とは、包括便りの送付や日々の支援の中で情報交換し連携を深める。

今年度のテーマ【 垣根を超えた支援で『チーム豊岡』作り 】

<総合相談支援業務>

総合相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民にとって、より身近な相談機関となれるようなPRを継続する。</li> <li>・高齢者一人ひとりの相談に対して適切な対応を行うとともに、ワンストップ相談窓口としての役割も果たせるように、職員のスキルアップ、各関係機関との連携強化を図る。</li> </ul>
実態把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の一体化事業からの未受診者の実態把握を行い、地域課題を明確にしていく。実態把握の中から支援の必要な高齢者に対応をしていく。</li> <li>・令和4年の豊岡東地区全住民アンケート結果を市社協（SC）・健康増進課と再度共有しながら、実態把握事業を連携して行い、虫生・万瀬地区の地域課題を明確にしていく</li> </ul>

<権利擁護業務>

成年後見制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・磐田市成年後見センターと協力し、地域住民への制度の周知、利用促進に努める。あわせて民生委員、ケアマネジャー等支援者へ制度について理解を促進し協力体制を強化する</li> <li>・権利擁護検討会を通じ、申立てが困難なケースにおいてスムーズに受任調整できるように努める。市民後見人への受任や市長申立てなどのケースに対応できるようにする</li> <li>・リーシャル会や後見カフェに参加し、支援者との交流を深め知見を得るとともに、包括内での共有を図る</li> </ul>
虐待防止及び困難事例対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待防止について、地域住民への啓発活動を行うと共に、民生委員と連携しながら予防・早期発見につながるよう努める</li> <li>・居宅介護支援事業所、介護施設などへの啓発を行い、虐待発見時に早期通報につなげるとともに、初動対応がスムーズにできるようにする</li> <li>・ケアメン講座を豊岡地区で実施する場合、男性介護者が交流できる場を提供し啓発活動につなげる</li> <li>・困難事例について、複合ケースにも対応できるよう関係機関との連携を意識し、チームで対応できるようにする</li> </ul>
消費者被害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者、地域住民、民生委員などから情報収集を行い、地域で消費者被害につなげる</li> <li>・包括だよりの配布やサロン、民児協、豊岡ケアマネ会等で情報提供を行い、啓発活動を行う</li> <li>・消費者被害が生じた場合、相談者に対し事実確認を行い、消費生活センター等関係機関へスムーズにつなげるようにする</li> <li>・見守りネットワーク事業参加企業に訪問し、顔の見える関係づくりを行い、早期の通報につなげる</li> </ul>

<包括的・継続的ケアマネジメント業務>

ネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民児協や福祉委員会、地区社協の定例会に出来る限り参加し、民生委員、福祉委員、生活支援コーディネーター等との連携強化を図る。</li> <li>・豊岡ケアマネ会を通して圏域内の介護支援専門員間の繋がりや、多職種とも顔の</li> </ul>
----------	---

	見える関係作りが出来るように支援する。
介護支援専門員に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊岡ケアマネ会を2ヵ月毎に開催。主任介護支援専門員と協働しながら、事例検討会や勉強会を通して介護支援専門員の資質向上やメンタルケアを図る。</li> <li>・豊岡ケアマネ会の中で特定事業所加算の算定要件でもある、多様化・複雑化する課題に対応できるような研修を開催する。</li> <li>・地域ケア会議の活用を促し、個別ケースへの対応や、他職種、各関係機関との連携を支援していく。</li> </ul>

<介護予防ケアマネジメント業務>

介護予防ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のリハビリ職員などの多職種とも連携を図りながら、自立支援を意識したケアマネジメントを行う。また、居宅介護支援事業所への委託を増やし、予防を意識したケアマネジメントの周知を図っていく。</li> <li>・C事業を積極的に活用し、早期に介護予防ができるようにしていく。</li> </ul>
介護予防の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フレイル予防の啓発事業としてフレイル予防教室（4.7.10.1月 年4回）開催予定。地域のリハ職と協力し、フレイルチェックからフレイルへの自覚を促し、予防への取り組み（運動の習得や社会参加、健康を意識した食事）について学べる場を作っていく</li> <li>・第6回ウォーキング開催に向け関係機関と協力していく。</li> </ul>

<認知症総合事支援業>

住民への周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症当事者とその家族が、共生できるよう地域住民に対し啓発活動を行う。家族同士や地域で認知症について話し合うきっかけづくりを行う（認知症フォーラム、本人交流会、サロン講座など）</li> <li>・オレンジシールが有効に活用できるよう、周知・啓発を行うとともに、認知症当事者や家族が地域へ発信（協力の要請）ができるよう支援を行う</li> </ul>
認知症地域支援員を中心とした支援活動、支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民に対し認知症サポーター養成講座を開催し、地域のキャラバンメイトを増やしていく（サロンでの出前講座、学校など）</li> <li>・ごんカフェや認知症講演会での交流会を通じ、認知症本人や家族が自分の思いを発信できる環境づくりを行う</li> <li>・まろん倶楽部での活動を継続し、介護保険サービスの利用に至らない方の参加を促し支援を行う</li> </ul>

<在宅医療・介護連携推進事業>

住民への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住み慣れた地域、ご自宅で最期まで過ごせるよう、在宅医療や往診専門医の紹介や知識の普及、ACPの啓発に関する講演会を計画。</li> <li>・自分らしく最期を迎えられるため、日頃から考え、話し合うことの大切さや、かかりつけ医の必要性について啓発していく。</li> </ul>
医療・介護の関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院・クリニックなどの医療機関、また在宅医療（往診専門医や、訪問看護など）との連携を深めることで、住み慣れた地域や自宅でなるべく最期まで過ごせるよう医療と介護の円滑な橋渡しになれるようにする。</li> <li>・医療・介護連携講演会を各関係機関と協働して開催することで、関係機関との連携強化を図る。</li> </ul>

理念・目標【必要な人に支援の手が届く地域づくり】

今年度のテーマ【高齢者の自立の可能性を引き出す支援の実践・評価】

<総合相談支援業務>

総合相談	<p>生活を軸として総合的に相談内容を捉え、「尊厳の保持」「自立支援」「予防的アプローチ」「権利擁護」「チームアプローチ」の視点を持ち対応していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談対応時、作成した総合相談フローを念頭に置き対応する。</li> <li>・自立支援モデル共創プロジェクトで、リハビリテーション専門職と共に、改善・回復・自立を目指すアプローチを実践する。</li> <li>・毎月のミーティングの事例検討を行い、自身の支援の振り返りと意見交換から、次の支援に活かせる力を養う。</li> <li>・圏内5ヶ所の交流センターでの出張相談の実施。</li> </ul>
実態把握	<p>実態把握の目的「支援が必要な人と繋がり、個別・地域の課題やニーズを把握すること」を各職員が意識し取り組む。市から提供を受けたデータを整理し、優先順位を決め戸別訪問する。民生委員、福祉委員等、地域と繋がり、気になる高齢者や地域で課題となっている状況等の情報を収集する。支援が必要なケースは介入を行い、必要に応じて地域ケア会議を活用する。</p>

<権利擁護業務>

成年後見制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援が必要な方へのスムーズな支援を目指し、成年後見支援センターを始め、関係機関と連携し対応する。また、制度利用される方の生活や意思が最大限に尊重できるように、成年後見支援センターが開催する権利擁護検討会を活用し、他職種の視点で検討していく。</li> <li>・専門職がケース支援する際の「成年後見制度の必要性」「つなげるタイミング」等の理解が進むよう、実際の事例共有と意見交換会を多職種で行う機会をもち、必要な方へ支援が届く体制を構築していく。</li> <li>・7包括合同でのリーシャル会や後見カフェの開催により、関係機関との連携を深め、権利擁護支援ネットワークの強化を図る。</li> </ul>
虐待防止及び困難事例対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改訂された実務者マニュアルをもとに初動期から市と連携し、虐待対応の終結を意識し対応していく。</li> <li>・7包括合同でのケアメン講座を、参加者のニーズを把握しながら、座談会のみ企画も視野に入れ検討する。</li> <li>・困難事例は、複雑・複合化した課題の背景もあるため、必要に応じ個別地域ケア会議を活用し、多角的な視点で課題解決の方向性を検討する。</li> <li>・常に包括内でケースの進捗状況を共有し、支援の方向性を整理し対応すると共に、終結の検討を行う。</li> <li>・身寄りのない人への支援について課題を共有し、必要な支援を検討する。</li> </ul>
消費者被害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者被害防止の啓発ちらし（ホットレター）作成のため、消費生活センターや磐田警察署防犯協会に取材し、連携を強化する。ホットレターは全戸回覧する。</li> <li>・作成したホットレターや被害情報、最新の手口等を交流センター、民生委員、福祉委員、ケアマネジャーに情報提供し、高齢者の被害防止に努める。</li> </ul>

<包括的・継続的ケアマネジメント業務>

ネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・菜の花の会（介護支援専門員の会）で、障害計画作成者との交流会、地域資源を知る勉強会を開催する。</li> <li>・介護者同士が安心して想いが吐露できる場としての成熟を目指し、菜の花の会と協働で、家族交流事業を定期開催する。</li> <li>・豊田みんなでつながり隊（専門職団体）の活動を通して、介護支援専門員が専門職との連携を深め、日頃の実践に活用できるようにする。</li> </ul>
介護支援専門員に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員から相談のあったケースに対して、ミーティングや包括内事例検討、地域ケア会議等を活用する。ケースのネットワーク構築と介護支援専門員の気づきの醸成を目指す。</li> <li>・7包括主任介護支援専門員と磐田ケアマネ会共催「疾患別ケアマネジメント～誤嚥性肺炎」を企画・開催する。基本ケア・標準化をベースに個別支援が展開できるように働きかける。</li> </ul>

<介護予防ケアマネジメント業務>

介護予防ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談からリエイブルメントの視点を持ち、生活課題や要因を探る。事業対象者はリハビリテーション専門職と連携し、その方の改善可能性を見極め、元の生活を取り戻せるよう支援する。他職種連携会議等を活用し、多様な視点を持つ。</li> <li>・新規ケースは短期集中のC事業を積極的に活用し、本人の力を伸ばしセルフケアへつなげるとともに、SCと連携し、インフォーマルな資源について検討する。</li> <li>・既存ケースも、目的のある介護予防ケアマネジメントを実践する。</li> <li>・委託ケースは居宅ごとに担当を置き、委託管理やケアマネ支援を行う。</li> </ul>
介護予防の取り組み	<p>総合相談や出張相談、出前講座、地域での会議・活動などの住民が集まる機会を活用し、フレイルの早期発見・予防の啓発を行い、住民が早期からの取り組みができ、更には地域ぐるみの取り組みができることを目指す。</p>

<認知症総合事支援業>

住民への周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たにメイトとなった方と協働し、サロンやシニアクラブ、サロン代表者連絡会等で、認知症サポーター養成講座の開催を企画していく。</li> <li>・認知機能の低下を感じた段階で早期の対応ができ、相談につながる事が出来る様、サポーター養成講座開催時、合わせて伝えていく。</li> </ul>
認知症地域支援員を中心とした支援活動、支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症になっても、豊かな感情やその人のプライドは保たれているため、認知症の人たちが集い、語り合える場をつくることを検討する。当事者のやりたい事やってみたい事の活動の実現を目指す。</li> </ul>

<在宅医療・介護連携推進事業>

住民への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急情報シートの有効性を周知し、市が配布するシートの活用をすすめる。</li> <li>・サロンやシニアクラブの出前講座の際に、フレイル予防や介護予防、健康管理をテーマとし、高齢者の意識啓発に努める。</li> <li>・豊田東地区の福祉研修会にて終活をテーマとし、人生会議について学び、高齢者自身の医療や介護について考える機会を作る。</li> </ul>
医療・介護の関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員から個別相談を受け、医療や介護の連携がスムーズにいくよう、地域ケア会議等活用しながら、支援をおこなう。各職能団体と連携を深める。</li> <li>・豊田みんなでつながり隊や菜の花の会と共に医療や介護の連携、それにとともなう地域の体制づくりについて企画・活動し、専門職の力が地域で発揮できるようにしていく。</li> </ul>

今年度のテーマ【「最期まで自分らしく生きる」を地域で考え、実践をする】

<総合相談支援業務>

総合相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ちょっとしたお困りごとから、世帯で複合課題を抱えている家庭まで、早期の発見、課題把握や専門機関へのつなぎ、課題解決に向けてのネットワークによる支援など、一連の相談プロセスを意識し、全職員で安心して相談ができる窓口づくりをする。</li> <li>・アクティブシニアやその家族、若い世代を意識した相談窓口のPRを行う。</li> </ul>
実態把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一体的事業の中の市からの抽出されたリストをもとに訪問を中心とし、民生委員等からの情報収集と合わせ、個々の対象者に丁寧に介入をし、個別課題や地域課題の把握に努め必要な支援や対応を行う。</li> </ul>

<権利擁護業務>

成年後見制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の普及啓発をすすめつつ、個々の状況や課題に合った総合的な支援を検討する中で、本当に制度を必要とする方が制度活用できるよう、関係機関と連携し支援をする。また、本人が安心して生活が続けられるようなチーム支援、市民後見人が活躍できる磐田市など、市全体の権利擁護体制の推進にむけ、協力や活動をする。</li> </ul>
虐待防止及び困難事例対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員、医療機関、介護事業所、民生委員、地域住民など日ごろから相談しやすい関係性や信頼関係づくりを心がけ、課題を抱えた事例の早期発見、子ども若者家庭センターや南部障害、福祉相談課、医療機関ほか協力機関等ネットワークによる早期対応により、虐待の早期終結や、子供から高齢者まで、世帯全員の生活改善が図れるようなチーム支援を行う。</li> </ul>
消費者被害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態把握や日ごろの個別訪問、出前講座等で、被害実態や被害が疑われる状況の情報収集、注意喚起等啓発活動を行う。また、警察所・交番・消費生活センター、民生委員など関係者や、通所系訪問系のサービス事業所など関係機関とのスムーズな相談や連携した対応を図る。問題解決まで継続フォローを行い、被害の未然防止、早期発見・解決、消費生活センターらと連携し救済支援を行っていく。</li> </ul>

<包括的・継続的ケアマネジメント業務>

ネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竜洋地区社協との協働や、自治会とのつながりや関係づくりをすすめ地域の社会資源とのネットワークを広げる。</li> <li>・竜洋地区主任介護支援専門員の会と連携し、サロン等高齢者の団体との関係づくりをすすめ、地域とのつながりを深めていく。</li> </ul>
介護支援専門員に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援困難なケースの同行訪問や、個々の介護支援専門員と関わる時間を増やし信頼関係の構築に努める。状況により必要な機関等の紹介やボランティア活動、様々な社会資源の活用へのサポートを行い、個別地域ケア会議につなげていく。</li> <li>・介護支援専門員同士の連携や、介護支援専門員の資質向上を目指し技術面の底上げを目指す。介護支援専門員にとって必要だと思われる研修を地域の主任介護支援専門員とともに企画・開催し研修等を行っていく。</li> </ul>

<介護予防ケアマネジメント業務>

介護予防ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防支援とケアマネジメントは直接担当と並行して、業務委託していく。介護保険サービスの利用のみで要支援者、事業対象者を支援するのではなく、地域の社会資源の活用をしながら自立に向けた適切な支援計画ができるよう、介護支援専門員に提案していく。また、介護予防指定居宅とも連携し困難ケースの対応や自立に向けたケアプランの作成ができるようサポートしていく。</li> </ul>
介護予防の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の場が少ない東地区と、シニアクラブの退会など地域に対し、住民が無理なく自主的な活動が継続できるよう、SC、健康増進課ほか民生委員、福祉委員と連携しバックアップしていく。</li> <li>・また、交流センター講座での講話や、駒場ふれあい仲間会の活動（フレイル予防）への地域の理学療法士の協力、ノルディックウォークのステップアップ講座を3回シリーズで開催予定。</li> <li>・現状のサロン等地域の活動の場全体の訪問を通し、つながりを深めながら介護予防についての周知を行う。</li> </ul>

<認知症総合事支援業>

住民への周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター養成講座、出前講座、認知症フォーラムの開催等により、病気の理解をはじめ、認知症になっても住みよいまちづくりを目指し、地域全体の理解がすすむよう周知啓発活動を行う。</li> </ul>
認知症地域支援員を中心とした支援活動、支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター養成講座、出前講座、交流センター講座『オーラルフレイルと認知症』、認知症フォーラムの開催、介護者のつどいの開催により、病気の理解をはじめ、認知症になっても住みよいまちづくりを目指し、地域全体の理解がすすむよう活動を行う。また、本人の活動、活躍の場につながるような社会資源の把握、情報収集に努める。</li> </ul>

<在宅医療・介護連携推進事業>

住民への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多職種連携による出前講座や、交流センター講座『フレイル予防と腰痛体操』を開催予定。</li> <li>・救急情報シートの活用・運用について、民生委員、分遣所など意見交換をすすめる。</li> </ul>
医療・介護の関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年に続き住民、地域医療いわた、民生委員、福祉委員、分遣所、医療・介護関係者等と、在宅医療をテーマに2回目の『開業医の先生と語る会』を開催しACPの普及啓発を目指す。</li> </ul>

今年度のテーマ【 住民同士のたすけあい～地域力の強化～ 】

<総合相談支援業務>

総合相談	<p><b>困難ケースへの対応力の強化</b></p> <p>センター内の情報共有と意見交換にて、3職種の視点と強みを生かした支援につなげる。今後も毎朝のケース共有と月2回を目安としたケース検討会を継続する。特に困難ケースや複合課題に対しては、個々の技術向上に努め、他機関とも連携をしつつ、迅速かつ丁寧な対応を心がける。</p>
実態把握	<p><b>課題の把握と支援方法の検討</b></p> <p>健康状態不明となっている背景をアセスメントする。「受診・健診」は交通手段、適切な医療機関の選択、医師や薬局とのやりとり、金銭の支払いなど、いくつかの行動の組み合わせと考えると、その方にとってどこの部分が問題となっているのか、という視点でアセスメントし、「受診行動」の支援が必要な部分に働きかけていく。</p>

<権利擁護業務>

成年後見制度の活用	<p><b>制度の理解と周知</b></p> <p>制度説明が円滑にできるように、職員のスキルアップを目指す。認知症カフェやサロン等でミニ講座を開催して、制度を知ってもらう機会を設ける。</p> <p>関係機関とのつながりを深め、チーム支援ができるように連携に心がける。</p>
虐待防止及び困難事例対応	<p><b>的確な初期の対応とチーム支援</b></p> <p>介護講座等を通じて、認知症等への理解を促し、虐待防止に結びつける。介護支援専門員や民生委員等との関係作りを強化し、初期の段階での虐待把握に努める。</p> <p>困難事例は可能な限り、早期解決に努め、深刻化しないように、他機関と密に情報共有しながら支援を行う。</p>
消費者被害防止	<p><b>身近なところへの情報発信</b></p> <p>市民相談センターや磐田市防犯協会からの情報共有とともに、地域のサロン等の会議で情報発信を行う。また、包括だより等でも啓発を実施する。</p>

<包括的・継続的ケアマネジメント業務>

ネットワーク構築	<p><b>住民同士の助け合いの輪を広げる</b></p> <p>昨年度の小地域会議で課題とされたものの中から、ゴミ捨ての問題と移動手段について地域住民と話し合う場を設定する。</p> <p>インフォーマルサービスの持続支援と、ちょっとした困りごとへの、住民同士の助け合いの輪が広がるように連携を深める。</p> <p>また、既存の社会資源を把握し、有効活用できるように働きかけを検討する。</p>
介護支援専門員に対する支援	<p><b>介護支援専門員の技術向上</b></p> <p>地域の主任介護支援専門員と共に介護支援専門員の技術向上のための研修会の企画・運営を継続する。</p> <p>制度改正についての情報交換会と勉強会を開催する。</p> <p>災害発生時の避難方法や安否確認方法等の具体的な内容をアセスメントに盛り込むように努める。</p>

<介護予防ケアマネジメント業務>

<p>介護予防ケアマネジメント</p>	<p><b>自立支援に導く働きかけ</b></p> <p>本人の望む暮らし、生きがいを引き出せるようなアセスメントを行い、ケアマネジメントにつなげる。特にケアマネジメントについては、地域にある社会資源やインフォーマルサービスを取り入れることを意識する。</p> <p><b>委託ケースの支援</b></p> <p>経過の共有を適宜行い、状況に応じて同行訪問や担当者会議へ参加をする。</p>
<p>介護予防の取り組み</p>	<p><b>社会参加とフレイル予防</b></p> <p>元気な高齢者に対して「社会参加」の大切さを伝え、楽しみ・生きがいをもつことが介護予防につながることを伝えていく。75歳を目安に、フレイルへの関心・気づきの視点が持てるよう、出前講座、居場所（ふくぷく）、包括だよりを通して働きかけを行う。改善の可能性についても理解してもらうことで、早期に介入・支援できることを目指していく。</p> <p><b>生きがいの創生</b></p> <p>ふくで歩くらぶ（ウォーキングイベント）は、参加者同士の会話や交流を重視しながら、日頃の運動習慣を身につけることを目的に開催する。</p> <p>ふくぷくは、「ふくでのいっぷく処」として、交流センターを活用して居場所を開催する。高齢者同士、お茶を飲みながら楽しくおしゃべりをするを目的に、気軽に相談できる場をつくる。</p>

<認知症総合支援事業>

<p>住民への周知啓発</p>	<p><b>認知症理解「共生」の啓発</b></p> <p>誰もがなりうる病気であること、認知症とともに生きる「共生」について理解してもらおう。病気の経過にあわせた相談先や支援・サポートについて認知症ハンドブックの活用をしながら行い、介護している家族への支援にも力をいれる。</p> <p><b>認知症フォーラム・サポーター養成講座の開催</b></p> <p>認知症サポート医に相談、協力を仰ぎながら、講話と認知症の家族や介護施設職員を交えて、認知症フォーラムを開催する。認知症サポーター養成講座については、エリア内のキャラバンメイトと共に活動をしていく。</p>
<p>認知症地域支援員を中心とした支援活動、支援体制づくり</p>	<p><b>認知症カフェの開催・支援</b></p> <p>認知症についての情報が得られる場所であり、診断のある、ないに関わらず、参加者同士の会話によって人とのつながりができるカフェの定期開催を目指し、サービス事業所での開催についても支援していく。</p>

<在宅医療・介護連携推進事業>

<p>住民への普及啓発</p>	<p><b>自分らしい生き方を考える支援</b></p> <p>人生会議の必要性についての講話と、支援者からの実体験を通して、感じたことを共有する。</p> <p>「終活」については徐々に浸透してきているが、「人生会議（ACP）」については周知度が低く、内容の理解は一部の人のみに限られていると感じている。自分らしい生き方を考えた延長に、人生最終段階の意思決定があること、自身の大切な事を、周囲の人と話合うことが大事であることを伝えていく。</p>
<p>医療・介護の関係機関との連携</p>	<p><b>お互いの役割を知る</b></p> <p>医療機関や介護事業所、それぞれの役割を認識し必要な時に連携がとれるように、お互いの業務内容を理解し共有する機会を設ける。現状抱えている課題や問題点を座談会等で話合う機会を設ける。</p>

## 令和6年度 磐田市城山・向陽地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科目	合計金額
市委託料	35,265,000
介護予防支援費	7,178,000
介護予防ケアマネジメント費	11,227,000
合計	53,670,000

「再委託料を含む」  
再委託料：包括(法人)から各居宅へ委託したプラン費の合計  
(国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む)

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	33,250,000	28,533,000	4,717,000	職員の賃金(通勤費を含む)
共済費	5,250,000	4,511,000	739,000	社会保険・雇用保険等の事業者負担金
報償費	20,000	15,000	5,000	講師などへの謝礼
旅費	50,000	40,000	10,000	出張のための交通費等
消耗品費	250,000	200,000	50,000	事務用品等
燃料費	350,000	300,000	50,000	ガソリン代等
食糧費	10,000	7,000	3,000	カフェ運営費等
印刷製本費	180,000	135,000	45,000	外注印刷、コピー等
光熱水費	50,000	40,000	10,000	電気・ガス・水道
修繕料	50,000	50,000	0	自動車車検、修繕
通信運搬費	750,000	695,000	55,000	郵便代・電話・インターネット接続
保険料	40,000	40,000	0	保険
委託料	12,688,000	30,000	12,658,000	保守点検・ケアプラン作成委託料
使用料及び賃借料	522,000	469,000	53,000	駐車場代・リース料等
備品購入費	50,000	50,000		備品
負担金等	100,000	90,000	10,000	研修の負担金・協会等会費
公課費	30,000	30,000	0	自動車税
その他経費	30,000	30,000	0	上記以外の経費
合計	53,670,000	35,265,000	18,405,000	

※原則100円未満は調整(収入は切捨て・支出は切り上げ等)

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額(または委託金額以上)とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」を指す。

※人件費(賃金・共済費)は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

## 令和6年度 中部地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科目	合計金額
市委託料	30,258,000
介護予防支援費	11,664,200
介護予防ケアマネジメント費	3,863,500
合計	45,785,700

「再委託料を含む」  
再委託料：包括(法人)から各居宅へ委託したプラン費の合計  
(国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む)

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	26,859,600	23,321,000	3,538,600	職員の賃金 職員の通勤費含む
共済費	5,061,000	4,384,000	677,000	社会保険・雇用保険等の事業者負担金
報償費	10,000	10,000	0	講師などへの謝礼
旅費	2,000	2,000	0	出張のための交通費等
消耗品費	386,000	239,000	147,000	
燃料費	177,000	108,000	69,000	ガソリン代等
食糧費	0	0	0	
印刷製本費	187,000	129,000	58,000	印刷(コピー)
光熱水費	124,000	81,000	43,000	
修繕料	69,000	45,000	24,000	修繕(自動車車検)
通信運搬費	820,000	536,000	284,000	郵便代・電話代・インターネット接続
保険料	72,000	42,000	30,000	
委託料	9,985,100	56,000	9,929,100	ケアプラン作成委託料・保守点検等
使用料及び賃借料	703,000	474,000	229,000	リース料
備品購入費	113,000	71,000	42,000	30,000円以上で3年以上使用できるもの
負担金等	177,000	104,000	73,000	研修の負担金、協会等会費
公課費	0	0	0	税金等
その他経費	1,040,000	656,000	384,000	上記以外の経費
合計	45,785,700	30,258,000	15,527,700	

※原則100円未満は調整(収入は切捨て・支出は切り上げ等)

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額(または委託金額以上)とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」を指す。

※人件費(賃金・共済費)は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

## 令和6年度 南部地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科目	合計金額
市委託料	20,044,000
介護予防支援費	2,434,000
介護予防ケアマネジメント費	5,209,000
合計	27,687,000

「再委託料を含む」  
再委託料：包括（法人）から各居宅へ委託したプラン費の合計  
（国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む）

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	18,016,000	16,093,000	1,923,000	職員の賃金 職員の通勤費含む
共済費	2,872,000	2,580,000	292,000	社会保険・雇用保険等の事業者負担金
報償費	0	0	0	
旅費	13,000	12,000	1,000	出張のための交通費等
消耗品費	59,000	54,000	5,000	
燃料費	145,000	132,000	13,000	ガソリン代等
食糧費	0	0	0	
印刷製本費	40,000	36,000	4,000	印刷（コピー）
光熱水費	144,000	131,000	13,000	
修繕料	0	0	0	
通信運搬費	158,000	144,000	14,000	郵便代・電話・インターネット接続
保険料	196,000	178,000	18,000	自動車保険・賠償保険等
委託料	5,304,000	36,000	5,268,000	ケアプラン作成委託料・保守点検等
使用料及び賃借料	1,000	1,000	0	リース料
備品購入費	0	0	0	
負担金等	260,000	236,000	24,000	研修の負担金、協会等会費
公課費	338,000	307,000	31,000	税金
その他経費	141,000	104,000	37,000	上記以外の経費
合計	27,687,000	20,044,000	7,643,000	

※原則100円未満は調整（収入は切捨て・支出は切り上げ等）

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額（または委託金額以上）とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）」を指す。

※人件費（賃金・共済費）は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

## 令和6年度 豊岡地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科目	合計金額
市委託料	19,944,000
介護予防支援費	3,029,801
介護予防ケアマネジメント費	4,086,079
合計	27,059,880

「再委託料を含む」  
再委託料：包括(法人)から各居宅へ委託したプラン費の合計  
(国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む)

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	19,348,384	16,639,611	2,708,773	職員の賃金 職員の通勤費含む
共済費	2,665,581	2,292,401	373,180	社会保険・雇用保険等の事業者負担金
報償費	0	0	0	講師などへの謝礼
旅費	0	0	0	出張のための交通費等
消耗品費	0	0	0	
燃料費	180,000	156,600	23,400	ガソリン代等
食糧費	0	0	0	
印刷製本費	180,000	156,600	23,400	印刷(コピー)
光熱水費	58,095	50,543	7,552	
修繕料	182,420	158,706	23,714	修繕(自動車車検)
通信運搬費	240,000	210,365	29,635	郵便代・電話・インターネット接続
保険料	76,184	66,281	9,903	
委託料	3,717,816	0	3,717,816	ケアプラン作成委託料・保守点検等
使用料及び賃借料	87,276	75,931	11,345	リース料
備品購入費	0	0	0	30,000円以上で3年以上使用できるもの
負担金等	65,000	56,550	8,450	研修の負担金、協会等会費
公課費	48,800	42,456	6,344	税金等
その他経費	210,324	37,956	172,368	上記以外の経費
合計	27,059,880	19,944,000	7,115,880	

※原則100円未満は調整(収入は切捨て・支出は切り上げ等)

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額(または委託金額以上)とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」を指す。

※人件費(賃金・共済費)は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

## 令和6年度 豊田地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科目	合計金額
市委託料	30,158,000
介護予防支援費	3,640,000
介護予防ケアマネジメント費	9,500,000
合計	43,298,000

「再委託料を含む」  
再委託料：包括(法人)から各居宅へ委託したプラン費の合計  
(国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む)

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	26,500,000	24,000,000	2,500,000	
共済費	4,000,000	3,600,000	400,000	
報償費	100,000	100,000	0	
旅費	20,000	10,000	10,000	
消耗品費	313,000	200,000	113,000	
燃料費	200,000	100,000	100,000	
食糧費	30,000	30,000	0	
印刷製本費	600,000	500,000	100,000	
光熱水費	200,000	200,000	0	
修繕料	300,000	150,000	150,000	
通信運搬費	700,000	300,000	400,000	
保険料	115,000	15,000	0	
委託料	8,500,000	0	8,500,000	
使用料及び賃借料	0	0	0	
備品購入費	300,000	120,000	180,000	
負担金等	50,000	30,000	20,000	
公課費	70,000	70,000	0	
その他経費	1,300,000	733,000	568,000	
合計	43,298,000	30,158,000	13,041,000	

※原則100円未満は調整(収入は切捨て・支出は切り上げ等)

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額(または委託金額以上)とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」を指す。

※人件費(賃金・共済費)は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

## 令和6年度 竜洋地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科目	合計金額
市委託料	20,044,000
介護予防支援費	6,687,000
介護予防ケアマネジメント費	1,860,000
合計	28,591,000

「再委託料を含む」  
再委託料：包括(法人)から各居宅へ委託したプラン費の合計  
(国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む)

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	16,725,000	14,903,000	1,822,000	職員の賃金 職員の通勤費含む
共済費	3,356,000	2,991,000	365,000	社会保険・雇用保険等の事業者負担金
報償費	0	0	0	講師などの謝礼
旅費	10,000	10,000	0	出張のための交通費等
消耗品費	270,000	250,000	20,000	事務用品・衛生物品等
燃料費	200,000	180,000	20,000	ガソリン代
食糧費	0	0	0	
印刷製本費	300,000	270,000	30,000	複合機のカウント料等
光熱水費	100,000	90,000	10,000	支所の面積案分による
修繕料	250,000	225,000	25,000	修繕(自動車車検)等
通信運搬費	550,000	495,000	55,000	郵便代・電話代・インターネット接続
保険料	140,000	126,000	14,000	車両任意保険・賠償責任保険
委託料	6,130,000	0	6,130,000	ケアプラン作成委託料・保守点検等
使用料及び賃借料	180,000	162,000	18,000	リース代
備品購入費	0	0	0	30,000円以上で3年以上使用できるもの
負担金等	130,000	117,000	13,000	研修の負担金・協会等会費
公課費	130,000	117,000	13,000	税金等
その他経費	120,000	108,000	12,000	上記以外の経費
合計	28,591,000	20,044,000	8,547,000	

※原則100円未満は調整(収入は切捨て・支出は切り上げ等)

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額(または委託金額以上)とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」を指す。

※人件費(賃金・共済費)は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

## 令和6年度 福田地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科目	合計金額
市委託料	20,044,000
介護予防支援費	6,713,000
介護予防ケアマネジメント費	2,896,000
法人繰入金	3,075,000
合計	32,728,000

「再委託料を含む」  
再委託料：包括(法人)から各居宅へ委託したプラン費の合計  
(国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む)

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	20,473,000	15,565,000	4,908,000	
共済費	3,541,000	2,691,000	850,000	
報償費	15,000	11,000	4,000	
旅費	69,000	53,000	16,000	
消耗品費	189,000	144,000	45,000	
燃料費	131,000	100,000	31,000	
食糧費	20,000	16,000	4,000	
印刷製本費	26,000	16,000	10,000	
光熱水費	200,000	152,000	48,000	
修繕料	0	0	0	
通信運搬費	426,000	324,000	102,000	
保険料	5,000	4,000	1,000	
委託料	6,361,000	0	6,361,000	
使用料及び賃借料	1,130,000	859,000	271,000	
備品購入費	0	0	0	
負担金等	2,000	2,000	0	
公課費	0	0	0	
その他経費	140,000	107,000	33,000	
合計	32,728,000	20,044,000	12,684,000	

※原則100円未満は調整(収入は切捨て・支出は切り上げ等)

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額(または委託金額以上)とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」を指す。

※人件費(賃金・共済費)は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。